

令和5年5月9日

保護者 各位

鯖江市北中山小学校

校長 齊藤 善宣

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

5月8日（月）から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号）の改正により新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたため、ご家庭での健康チェックや出欠等の取扱いにつきまして、下記の通りといたします。

記

<家庭での健康チェックについて>

- 5月7日（日）連絡メールの通り、出席時は送信の必要はありません。欠席や遅刻、早退の場合のみ送信をお願いします。ただし、出席でも気になることがありましたら、詳細欄に入力してお知らせください。連絡は朝7時40分までにお願いします。
- お子様本人が未診断の体調不良の時も、登校を一律に制限することはありません。
ただし、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに、自宅で療養するなど、ご家庭においても健康観察に努めていただきますようお願いいたします。

<コロナ陽性になった場合>

- お子様本人に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、インフルエンザ感染同様に出席停止扱いとなります。（出席停止期間は発症した日を0日目とし、その後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間を経過するまで。）
- その他、同居家族に高齢者や基礎疾患をお持ちの方がおられるなどの事情で、登校に不安がある場合は学校にご相談ください。状況を鑑みて出席停止とする場合があります。
- 原則として、上記以外でのお休みは欠席扱いとなります。

<その他>

- 同居家族に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合でも、インフルエンザ感染同様にお子様本人は登校自粛の必要はありません。

以上、保護者やご家族のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。